

屋外広告物の経過措置について

平成27年4月1日より高島市屋外広告物条例（市条例）を施行しています。
それに伴い、平成27年3月31日までの滋賀県屋外広告物条例（県条例）で許可を受けて掲出されていた屋外広告物については、平成27年4月1日以降1回目の継続許可申請は県条例で、2回目の許可は市条例の基準で許可を行います。

したがって、現在市条例の基準を満たしていない広告物を継続して掲出される場合は、1回目の許可期間中に変更許可を受けていただき市条例の基準に合うように改修等していただく必要があります。

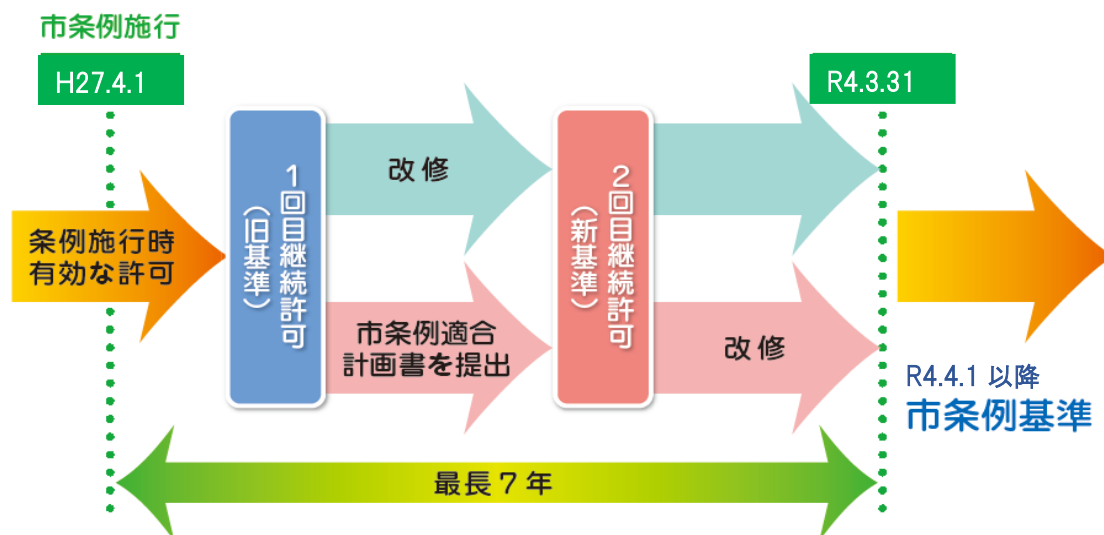
なお、やむを得ず許可期間満了までに改修することが困難である場合は、市条例適合計画書を提出する事で、許可を受けることが可能となります。

ただし、最長令和4年3月31日までには必ず改修等が必要になりますのでご注意ください。

別紙の「屋外広告物適合計画書」に必要事項を記入し、都市政策課まで提出してください。

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

経過措置期間



《お問い合わせ先》

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑 565 番地
高島市 都市整備部 都市政策課（屋外広告物担当）
電話 0740-25-8571（直通）・FAX 0740-25-8572

規制の概要

規制項目	地域区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域
自家用広告物	適用除外(申請不要)	総面積5㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要
	総量規制	15㎡以下	—	—	—
	色彩(全ての色相)	彩度8を超える色の使用は面積全体の1/3以下	—	—	—
	高さ	5m以下	20m以下	10m以下	10m以下
	幅	4.5m以下	—	—	—
	屋上広告物	設置できません。	(建物の高さ)×2/3かつ20m以下	(建物の高さ)×1/2かつ3m以下	(建物の高さ)×1/2かつ10m以下
	壁面広告物	(壁面の面積)×1/4以下	(壁面の面積)×1/2以下	(壁面の面積)×1/3以下	(壁面の面積)×1/3以下
	突出広告物	【歩道】2.7m以上、【車道】4.7m以上	【歩道】2.7m以上、【車道】4.7m以上	【歩道】2.7m以上、【車道】4.7m以上	【歩道】2.7m以上、【車道】4.7m以上
	突出し幅	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以下	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以下	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以下	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以下
	電光掲示板等	設置できません。	—	—	—
	適用除外(申請不要)	設置できません。	全て許可が必要です。	全て許可が必要です。	全て許可が必要です。
	非自家用広告物	色彩	×	—	—
野立広告物		×	×	×	高さ10m以下
屋上広告物		×	(建物の高さ)×1/2かつ10m以下	×	(建物の高さ)×1/2かつ5m以下
壁面広告物		×	(壁面の面積)×1/2以下	(壁面の面積)×1/3以下	(壁面の面積)×1/3以下
突出広告物		×	【歩道】2.7m以上、【車道】4.7m以上	【歩道】2.7m以上、【車道】4.7m以上	【歩道】2.7m以上、【車道】4.7m以上
突出し幅		×	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以下	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以下	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以下
電光掲示板等		×	—	—	—
適用除外(申請不要)		全て許可が必要です。	全て許可が必要です。	全て許可が必要です。	全て許可が必要です。
色彩(全ての色相)		彩度8を超える色の使用は面積全体の1/3以下	—	—	—
面積		1㎡以下(片面)	3㎡以下(片面)	3㎡以下(片面)	3㎡以下(片面)
高さ		3m以下(脚を含む)	3m以下(脚を含む)	3m以下(脚を含む)	3m以下(脚を含む)
相互間距離		同一広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。	同一広告主が表示する場合は100m×100mの区域内に2個以内とすること。	同一広告主が表示する場合は100m×100mの区域内に2個以内とすること。	同一広告主が表示する場合は100m×100mの区域内に2個以内とすること。
案内図板	適用除外(申請不要)	全て許可が必要です。	全て許可が必要です。	全て許可が必要です。	全て許可が必要です。
	色彩(全ての色相)	彩度8を超える色の使用は面積全体の1/3以下	—	—	—
	面積	1㎡以下(片面)	3㎡以下(片面)	3㎡以下(片面)	3㎡以下(片面)